

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県姫路市夢前町寺2098番地31

氏 名 株式会社夢クリーン
代表取締役 高橋 淳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊



許可の年月日 令和 7 年 12 月 22 日

許可の有効年月日 令和 12 年 12 月 21 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- ②汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- ③廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ④廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、ベンゼン、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- ⑤廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、ベンゼン、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- ⑥鉍さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物又は砒素又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- ⑦ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- ⑧廃石綿等
以上 8 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし3. 許可の条件
なし4. 許可の更新又は変更の状況
令和 7 年 12 月 22 日：当初許可5. 積替え許可の有無 有・☒ 無6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有・☒ 無